

(平成28年度実施分)

高等専門学校機関別認証評価等に関するQ&A

平成27年8月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

I 高等専門学校機関別認証評価実施大綱について

評価の目的

- Q1 認証評価とは、認証評価機関が高等専門学校を認証するということか。・・・ 1
- Q2 公立高等専門学校や私立高等専門学校が、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）の実施する認証評価を受けることは可能か。・・・ 1
- Q3 学年進行中の高等専門学校も評価の対象となるのか。・・・ 1
- Q4 機構の認証評価の目的の一つである「高等専門学校の教育研究活動等の質を保証する」とは、各高等専門学校に適した「質」を保証するという意味なのか。・・・ 1

評価の基本的な方針

- Q5 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。・・・ 2
- Q6 基本的な方針の一つである「高等専門学校評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大半の高等専門学校は、11の基準全てを「満たしている」という評価結果になるのではないか。・・・ 2
- Q7 「ピア・レビューを中心とした評価」（各分野における専門家の評価）で、高等専門学校の独自性を活かした評価を保証できるのか。・・・ 2
- Q8 機構の評価で各高等専門学校の特徴を活かすことができるのか。・・・ 3

評価の実施体制

- Q9 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。・・・ 3
- Q10 評価担当者に対する研修（評価能力向上のためのプログラム）の内容について確認したい。・・・ 3

評価の実施方法

- Q11 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 3
- Q12 認証評価において、各高等専門学校が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。・・・ 4
- Q13 高等専門学校における自己評価について、「必要に応じて学科・専攻科等ごとに高等専門学校の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことが想定されるのか。・・・ 4
- Q14 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 4
- Q15 評価方法に記載されている「書面調査では確認できなかった事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。・・・ 4
- Q16 高等専門学校評価基準について、高等専門学校が認証評価を受けることを義務付けられている7年間（一周期）のうちで変更されることはないのか。・・・ 5
- Q17 機構から専攻科の認定を受けている高等専門学校の場合、当該専攻科に係る自己評価の負担は軽減されるのか。・・・ 5

評価のスケジュール

- Q18 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。・・・ 5
- Q19 「高等専門学校機関別認証評価に関する説明会」及び「自己評価担当者等に対する研修会」は、評価の申請をしない高等専門学校も参加可能か。・・・ 5
- Q20 「自己評価担当者等に対する研修会」には、どのような役職の者が出席すればよいか。・・・ 6
- Q21 評価結果（案）の通知（1月末）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。・・・ 6
- Q22 追評価を受けた高等専門学校が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。・・・ 6

評価結果の公表

- Q23 評価結果の公表の際は、高等専門学校評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。・・・ 6
- Q24 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価結果で「基準を満たしていない高等専門学校」として社会に公表されるのか。・・・ 6
- Q25 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。・・・ 7
- Q26 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。・・・ 7

情報公開

- Q27 高等専門学校機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。・・・ 7

評価費用

- Q28 評価費用の金額について教えてほしい。・・・ 7
- Q29 評価費用については、学科数により金額が加算されることになっているが、専攻科を設置していることにより金額が加算されることはないのか。・・・ 7
- Q30 追評価を受ける場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。・・・ 8
- Q31 評価費用の支払いの期限はいつまでか。・・・ 8

追評価

- Q32 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された場合の追評価で、再度全ての基準について評価を受けることになるのか。・・・ 8
- Q33 追評価はどのような手続きで行うのか。・・・ 8

Ⅱ 高等専門学校評価基準について

はじめに（高等専門学校評価基準の性質）

- Q34 機構の認証評価における高等専門学校の「自己評価」を学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。・・・9
- Q35 11の基準が一つでも満たされない場合、機構から指導等があるのか。・・・9
- Q36 一部の学科の教員数が高等専門学校設置基準割れの場合は、高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いはあるが、どのようになるのか。・・・9
- Q37 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。・・・10
- Q38 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価事項Aとしたのは何故か。・・・10
- Q39 社会貢献も高等専門学校における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。・・・10

基準1 高等専門学校の目的

- Q40 「高等専門学校の目的」について、高等専門学校の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、今回の評価制度導入を契機に、改めて目的を作成する必要があるのか。・・・11
- Q41 基本的な観点1-1-①に係る自己評価の際には、高等専門学校が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。若しくは、明確に定めていることについて記述するのか。・・・11
- Q42 「高等専門学校の目的」とは、各高等専門学校の運営に関する中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。・・・11

基準2 教育組織（実施体制）

- Q43 基本的な観点2-1-③の「センター等」とは具体的には何を指すのか。委員会も含めてよいか。・・・12

基準3 教員及び教育支援者等

- Q44 趣旨に記載されている「教員組織編制の基本的な方針」とは、高等専門学校設置基準等のことを指すのか。または、各高等専門学校で方針を策定すべきことなのか。・・・12
- Q45 基本的な観点3-1-④、3-2-②について、学科等の性格により判断方法が異なってもよいのか。（全校で統一した判断方法若しくは全校と学科等の並列も考えられるか。）・・・12
- Q46 基本的な観点3-2-①で言う「全教員の教育活動」とは、授業関係（学習面）のみを意味するのか。・・・12
- Q47 基本的な観点3-2-②「教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。」とあるが、これは、定量的な基準を定め、その基準を明確にクリアしていることを指すのか。また、規定の制定と運用のように、2つの条件が付されている観点について、例えば、制定されているが運用面で問題があるような場合はどのように自己評価すればよいのか。・・・13

基準4 学生の受入

- Q48 基準4-2「入学者の選抜が、入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、・・・」とあり、現状では、推薦以外の大半の入学者は、国立高等専門学校機構全体で同一の問題を使用して選抜されているので、各高等専門学校の自由度は限られている場合もあると思われる（傾斜配点等）。「入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な方法で」とは、各高等専門学校の独自の選抜方法（独自の問題、小論文、面接、アドミッション・オフィス入試等）を評価すると考えればよいのか。また、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学選抜等についても評価の対象とすべきか。・・・13
- Q49 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）は明文化されていないが、今回の評価のために明文化する必要があるか。・・・13

基準5 教育内容及び方法

- Q50 教育課程は学科・専攻科ごとに分析するのか。・・・14
- Q51 教育課程が体系的に編成されているとはどういうことか。・・・14
- Q52 高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等についてにおいて、基本的な観点5-1-①の留意点にある「一般科目」の定義は、高等専門学校側で行うのか。・・・14

基準7 学生支援等

- Q53 基本的な観点7-2-②「生活支援等」とは何か。車椅子用のトイレやスロープを設置することか。・・・14
- Q54 学生支援について、後援会からの資金援助の状況や後援会の規定まで示す必要はあるか。・・・14

基準8 施設・設備

- Q55 施設等の財政を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の高等専門学校側の対応はどうするのか。・・・15

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- Q56 高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等についてにおいて、基本的な観点9-1-③の留意点にある「学習環境評価」とはハード面を指すのか。・・・15
- Q57 基準9について、本校では、システム＝組織と考えている。そのような組織が存在しない場合は、システムが存在しないと評価すべきか。・・・15

基準10 財務

- Q58 基本的な観点10-3-②において、「財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。」とは、具体的にどのようなことを考えているのか。また、将来は高等専門学校の財務格付けのようなものが基準に取り入れられる可能性はあるのか。・・・15
- Q59 国立高等専門学校機構の会計基準と私立高等専門学校の会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。・・・15
- Q60 財務と教育との関係は、どのように評価していくのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率（消費支出比率、人件費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。・・・16
- Q61 基本的な観点10-2-①でいう「関係者」の範囲については、高等専門学校で判断してよいか。・・・16
- Q62 大学や短期大学と併設された高等専門学校については、経理や教職員が相互に補完し合う部分があるため、自己評価の際には大学や短期大学の状況も併せて記述する必要があるのか。・・・16

- Q63 消費支出や貸借対照表を学校法人全体で一つにまとめて管理している場合、学校法人としての数字を示すことでよいか。・・・16
- Q64 財務については、高等専門学校によって状況や根拠となる資料が大幅に異なることが想定されるが、各高等専門学校の実情に応じて自己評価することで差し支えないか。・・・16
- Q65 国公立を通じて、財務の将来にわたって適切かつ安定して遂行するための資産を有しているか等についての自己評価は具体的にどのように記載すればよいか。・・・17
- Q66 国立高等専門学校は国の予算によるものであるし、負債も国立高等専門学校機構で一括されているから、取組とその状況の報告という形でしか表せないがよいか。・・・17
- Q67 自己評価実施要項の根拠となる資料・データ等の例示における「教育研究経費」とは何か。また、教育研究経費の配分の状況がわかる資料とは何か。・・・17
- Q68 基本的な観点10-1-③で「外部の財務資源の活用策を策定し、」とあるが、何を指すのか。・・・17

基準 11 管理運営

- Q69 保護者や卒業生も外部有識者としてもよいか。・・・17

Ⅲ 選択的評価事項について

選択的評価事項 A 研究活動の状況、B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

- Q70 選択的評価事項A、Bでは、「各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評価」と記載されているが、目的を高く設定し、達成状況が低い高等専門学校と、目的を低く設定し、達成状況が高い高等専門学校では、どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。・・・18
- Q71 研究の目的を達成するために必要な体制の整備というのは、個々の教員についてでよいか。個別の研究への支援体制を指すのか。それとも、学科における整備を指すのか。あるいは研究分野に応じた枠組みを必要とすることなのか。・・・18
- Q72 研究の目的の達成状況について、何を根拠に判断すればよいか。・・・18
- Q73 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況について、何を成果と見ればよいか。・・・19

Ⅳ 自己評価実施要項について

自己評価全般について

- Q74 評価の申請を行った高等専門学校が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。・・・20
- Q75 高等専門学校における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠資料・データに基づいて自由記述式に自己評価を行うことを考えているのか。(自己評価書のイメージは事前に示されるのか。)・・・20

目的の記載について

- Q76 「高等専門学校の目的」について、高等専門学校の理念等の抽象的な内容のみで、高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等として必ずしも明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。・・・20
- Q77 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。・・・21

- Q78 目的が、どの基準に対応しているのかを、「Ⅱ 目的」の頁にカッコ書き等で明記する必要
はあるのか。・・・21
- Q79 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。・・・21
- Q80 選択的評価事項A、Bを希望した場合、目的はどのように記載するのか。・・・21

観点ごとの分析について

- Q81 「基本的な観点」については、必ず全て分析しなければならないのか。・・・22
- Q82 2つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書「本文編」に記述してもよいか。また、1つ
の観点を2つ以上に分けて自己評価書「本文編」に記述してもよいか。（観点の内容を網羅し
ていれば、観定の番号ごとに記述しなくてもよいか）・・・22
- Q83 「一部に問題があると分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たして
いないとの判断に結び付くわけではありません。」と記述されているが、基準を満たしてい
ないとの判断に直結する基本的な観点は無いのか。ある場合、それがどれなのか機構から予め示
す予定は無いのか。・・・22
- Q84 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等の例」にある資料は、必ず全部提出するのか。・・・23
- Q85 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を
行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点到係る状況」に記述すればよい
のか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満た
しているかどうかの判断に影響することはあるのか。・・・23
- Q86 「～基本的な観定の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのよ
うな方法で求める予定なのか。・・・23
- Q87 高等専門学校が、学科等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で高等専門
学校全体の分析に結び付けることが想定されるのか。また、学科等ごとに分析を行った場合は、
それを全て自己評価書「本文編」に記述するのか、若しくは、高等専門学校全体としての記述
のみを自己評価書「本文編」に記述するのか。・・・23
- Q88 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかに
ついて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。・・・24
- Q89 観点到係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況につ
いて分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（こ
れまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）
また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等
については記述することができるのか。・・・24
- Q90 観点到ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような
表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、若し
くは一文にまとめて記述するのか。・・・24
- Q91 「観定の性格・内容により、学科・専攻科等ごとの状況の分析が必要な場合は、それらの分
析を踏まえて行ってください。」とあるが、「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程
別に分析が必要な場合と同様、「観点到係る状況」「分析結果とその根拠理由」を記述する
必要があるのか。・・・25
また、高等専門学校の判断で、学科ごと等の状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な
観点到係る状況の分析が不十分」だということになり、不足分として学科ごと等の分析を求
められることはあるのか。
- Q92 基準5「教育内容及び方法」以外の基準における課程別に分析が必要な観定とはどれか。・・・25
- Q93 取組や活動によっては、根拠資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度
のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。・・・25

- Q94 自己評価を行った取組や活動全てが機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。・・・26
- Q95 複数の観点に関連する取組がある場合、それぞれの観点についての自己評価に取り上げることは可能か。・・・26

自己評価の概要

- Q96 自己評価書「本文編」の「概要」には、当該基準・事項全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが、具体的にはどのようなことを記述すればよいのか。全ての観点に係る状況を要約して記述すればよいのか。・・・26
- Q97 自己評価書「本文編」の「概要」には、資料・データ等を記載してもよいか。また、その場合字数制限には含まれないことでよいか。・・・26

現況

- Q98 「現況」の学生数及び教員数は学科・専攻科ごとに記述するのか。・・・27

様式等

- Q99 字数制限について記載されているが、各高等専門学校の規模や事情に応じて字数制限を超えることはできないのか。・・・27
- Q100 字数は制限されているが、ページ数の制限はないのか。・・・27
- Q101 制限される字数には、基準・事項や観点等の標題の字数も含まれるのか。・・・27

資料・データ等

- Q102 根拠となる資料・データ等は自己評価書「資料編」に掲載することとなっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。・・・28
- Q103 根拠となる資料・データ等を、自己評価書「資料編」への記載にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、高等専門学校が判断してよいか。・・・28
- Q104 自己評価書「資料編」において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付するべきか。・・・28
- Q105 現に業務として実行されているにもかかわらず、制度として定めがなく、かつ、何ら成文化したものが無い事柄について、どのような記載、資料を添付すればよいか。・・・28
- Q106 データについて、文部科学省に提出している統計データをそのまま用いてもよいか。・・・29
- Q107 自己評価書「資料編」における根拠資料は、資料そのものが必要なのか。それとも、それを分析したものが必要なのか。例えば、アンケートは、アンケートそのものが必要か。概要としてまとめたものでよいか。・・・29
- Q108 自己評価書の提出後、機構側からデータ等の確認があった場合、追加したデータを自己評価書「資料編」に盛り込み、再提出するのか。・・・29
- Q109 基準7（学生支援等）、基準8（施設・設備）について、学生寮や設備の写真があった方がよいか。・・・29

V 評価実施手引書について

- Q110 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になることであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。・・・30

VI 訪問調査実施要項について

- Q111 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、高等専門学校規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。・・・30
- Q112 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。・・・30
- Q113 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することは出来ないのか。・・・30
- Q114 訪問調査における、卒業（修了）生との面談時の旅費は、機構側で負担してもらえるのか。・・・30

VII その他

スケジュール

- Q115 機構の認証評価を受けようとする高等専門学校は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。・・・31

その他

- Q116 国立高等専門学校について、国立としての制約下にあっても自主措置で運用している事項について、どのように自己評価したらよいか。・・・31
- Q117 JABEE 等の専門教育プログラム評価への取組や結果と機構における評価とは、どのように結び付いてくるのか。・・・31
- Q118 評価の検証はいつ行われるのか。（評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。）・・・32

I 高等専門学校機関別認証評価実施大綱について

評価の目的

Q1 認証評価とは、認証評価機関が高等専門学校を認証することか。

- A 認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を意味します。認証評価機関が高等専門学校を認証するという意味ではありません。（学校教育法第123条において、同法第109条（第3項を除く。）の規定を高等専門学校に準用）

Q2 公立高等専門学校や私立高等専門学校が、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）の実施する認証評価を受けることは可能か。

- A 全ての国・公・私立高等専門学校が機構の認証評価を受けることができます。

Q3 学年進行中の高等専門学校も評価の対象となるのか。

- A 学校全体が学年進行中の高等専門学校については、卒業生が出ていないため基準6「教育の成果」の評価が困難であることから、評価の申請を受付けないこととしています。
ただし、一部の学科等が学年進行中の高等専門学校から評価の申請があった場合には、当該学科等も含め評価が可能な観点について実施することとしています。（当該学科等に係る評価が実施できない場合には、評価結果の公表の際に、評価対象外である箇所が分かるようにします。）

Q4 機構の認証評価の目的の一つである「高等専門学校の教育研究活動等の質を保証する」とは、各高等専門学校に適した「質」を保証するという意味なのか。

- A 機構の認証評価の目的の一つである「高等専門学校の教育研究活動等の質の保証」は、高等専門学校評価機関としての立場から機構が独自に設定する高等専門学校評価基準（各高等専門学校において満たしていることが必要と考える内容を規定したもの）について、高等専門学校がこれを満たしているかどうかを評価し、このことを通じて、各高等専門学校の教育研究活動等の質を保証するものです。
各高等専門学校の教育研究活動等の質は、各高等専門学校の目的に依拠するものであるため、評価に当たっては、教育研究活動等に関して各高等専門学校の有する目的を踏まえて行います。ただし、高等専門学校評価基準は高等専門学校設置基準に適合していることが求められているため、国が定める高等専門学校設置基準の内容を包含するものとなっています。

評価の基本的な方針

Q5 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。

A 機構の認証評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。

- (1) 高等専門学校評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳しくは高等専門学校機関別認証評価実施大綱の「Ⅱ 評価の基本的な方針」（1ページ）を御覧ください。

Q6 基本的な方針の一つである「高等専門学校評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大半の高等専門学校は、11の基準全てを「満たしている」という評価結果になるのではないか。

A 機構の認証評価は、高等専門学校の質保証の観点から、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資することができるよう実施するものです。高等専門学校評価基準が「機構が高等専門学校として満たすことが必要と考える内容」を規定したものであることから考えれば、全ての基準を満たしていると判断されることが、高等専門学校に求められる責務であると考えています。

Q7 「ピア・レビューを中心とした評価」（各分野における専門家の評価）で、高等専門学校の独自性を活かした評価を保証できるのか。

A 機構の認証評価では、各高等専門学校の個性の伸長に資する評価となるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する目的を踏まえ、書面調査及び訪問調査によって各高等専門学校の教育活動等の状況を十分に把握した上で判断を行います。このため、高等専門学校評価基準の設定においても、各高等専門学校の目的や独自性を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。さらに、各高等専門学校の教育分野やその状況が多様であることなどを考慮し、高等専門学校の教員及びそれ以外の者で高等専門学校の教育研究活動に関し識見を有する者によって評価を実施します（必ずしも分野ごとの専門家だけとは限りません。）。

また、機構としては、評価を実施する前に評価担当者に対して研修を行い、この評価の趣旨を十分理解していただくことによって、各高等専門学校の個性の伸長に資する評価が実施できるようにいたします。

Q8 機構の評価で各高等専門学校の特徴を活かすことができるのか。

A 機構の評価は、各高等専門学校の個性や特徴が十分に発揮できるよう、各高等専門学校の目的を踏まえて実施することとしており、各基準、観点においてもその点を配慮しています。

また、評価の実施体制としても、教育研究活動等を適切に評価するため、高等専門学校の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

さらに、評価結果を公表する際には、基準を満たしているかどうかだけでなく、優れた点、改善を要する点も指摘します。

このように、機構としては、各高等専門学校の特徴を踏まえた、個々の高等専門学校の特徴（個性）を活かす評価が実施できるよう工夫を行っています。

評価の実施体制

Q9 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

A 機構の認証評価を実施するに当たっては、国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、各高等専門学校の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家、有識者及び管理運営や財務関係についての専門性がある者を評価担当者として配置します。ただし、対象高等専門学校に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。なお、評価担当者は、国・公・私立高等専門学校、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

Q10 評価担当者に対する研修（評価能力向上のためのプログラム）の内容について確認したい。

A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。

研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施しております。

評価の実施方法

Q11 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

A 書面調査は、対象高等専門学校から提出された自己評価書（高等専門学校の自己評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等を、十分な研修を行った評価担当者が分析します。書面調査では、観点ごとの分析と、その結果を基にした基準ごとの判断、そして、優れた点及び改善を要する点の抽出を行います。これらの書面調査は、評価担当者が各自で分析・整理し、評価部会において部会全体としての意見集約を行った上で、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営小委員会において協議し、書面調査段階における分析及び評価の結果を作成します。

Q12 認証評価において、各高等専門学校が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。

A 機構の認証評価は、高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的に行うものです。このような見地から、評価を実効あるものとして実現していくためにも、また透明性と公正性を確保しつつ評価を行うためにも、高等専門学校が自ら行う評価は極めて重要な過程と考えています。

書面調査は、各高等専門学校が作成する自己評価書の分析を中心として第三者の立場から行いますので、各高等専門学校におかれては、そのことを十分に踏まえ、適切な自己評価書を作成していただくことが必要と考えます。

Q13 高等専門学校における自己評価について、「必要に応じて学科・専攻科ごとに高等専門学校の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことが想定されるのか。

A 高等専門学校における自己評価について、学科・専攻科ごとに独自の活動や取組が行われている場合や、学科・専攻科それぞれの活動や取組の分析を通じて高等専門学校全体の状況を把握する必要がある場合等に、学科・専攻科ごとに分析、整理を行った上で、最終的に高等専門学校全体として総合判断を行うことが想定されます。

Q14 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

A 訪問調査は、評価担当者が書面調査では確認できなかった事項等を中心にして対象高等専門学校の状況を調査するとともに、対象高等専門学校にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象高等専門学校との共通理解を図ることを目的として実施するものです。具体的には、根拠となる資料・データ等の補完的収集、高等専門学校の責任者、一般教員、支援スタッフ、学生、卒業（修了）生との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を行い、最終日にその時点での調査結果をお伝えし、それに対する意見を伺います。

Q15 評価方法に記載されている「書面調査では確認できなかった事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。

A 書面調査では確認できなかった事項等とは、機構において自己評価書だけでは観点の分析ができない場合に確認する事項及び資料・データ等や、実際に高等専門学校に行かなければ確認できない事項（高等専門学校の責任者、一般教員、支援スタッフ、学生、卒業（修了）生との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等）を指しています。

また、機構が独自に調査・収集する資料・データ等とは、機構が評価を実施する上で、高等専門学校の自己評価において根拠として提出された資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める形で調査・収集する資料・データのほか、ウェブサイトや刊行物等の既に公表されている資料等から収集するデータ等を指しています。

Q16 高等専門学校評価基準について、高等専門学校が認証評価を受けることを義務付けられている7年間（一周期）のうちで変更されることはないのか。

A 高等専門学校評価基準も含めて評価の手法等は、常に改善していく必要があると考えておりますが、原則として、一周期の間に高等専門学校評価基準等を大幅に変更することは考えておりません。

なお、高等専門学校評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、高等専門学校機関別認証評価委員会において審議し、決定します。また、高等専門学校評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出た後に、社会に公表します。

Q17 機構から専攻科の認定を受けている高等専門学校の場合、当該専攻科に係る自己評価の負担は軽減されるのか。

A 学校教育法第123条において準用する、同法第109条（第3項を除く。）の規定及び学校教育法施行令第40条に規定されているとおり、高等専門学校は、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を7年以内ごとに受けることが義務付けられていますので、機構から認定された専攻科であっても、そのことがただちに認証評価における評価基準を満たしていると判断されるわけではありません。機関別認証評価における自己評価に際しては、基本的な観点に係る当該専攻科を含めた高等専門学校全体としての状況を分析、整理することが求められます。

評価のスケジュール

Q18 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

A 機構では、高等専門学校から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該高等専門学校の評価を実施することとしており、原則として各高等専門学校の実施希望年度に評価を実施します。

Q19 「高等専門学校機関別認証評価に関する説明会」及び「自己評価担当者等に対する研修会」は、評価の申請をしない高等専門学校も参加可能か。

A 「高等専門学校機関別認証評価に関する説明会」では、全ての国・公・私立高等専門学校の評価担当の教職員を対象として、機構が実施する高等専門学校機関別認証評価の趣旨・目的、実施方法等についての説明を行います。

また、「自己評価担当者等に対する研修会」では、高等専門学校の自己評価を担当する教職員（自己評価業務を統括又は自己評価書の執筆を行う者）に対し、機構が実施する高等専門学校機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法等について説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう研修を実施します。

いずれにおいても、当該年度において評価の申請を行う予定の高等専門学校のほか、希望する全ての高等専門学校が参加できます。

Q20 「自己評価担当者等に対する研修会」には、どのような役職の者が出席すればよいか。

A 「自己評価担当者等に対する研修会」では、前述のとおり、自己評価書の具体的な作成等に関して説明を行う予定です。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、参加者には自己評価業務を統括する方や、実際に自己評価書の執筆を行う方等を想定しています。上記の研修の目的に鑑み、各高等専門学校の判断で最もふさわしい方を選んでください。

Q21 評価結果（案）の通知（1月末）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。

A 評価全体のスケジュールの中では、評価結果（案）の通知から意見の申立ての手続きまでの期間は1ヶ月程度となっておりますが、これまでの実施状況から判断して問題はないと考えています。

Q22 追評価を受けた高等専門学校が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。

A 追評価を受けた高等専門学校が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度からではなく、追評価を受けることとなった元の評価の実施年度から5年目以降の年度に申請することになります。

評価結果の公表

Q23 評価結果の公表の際は、高等専門学校評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。

A 機構における評価では、高等専門学校評価基準を満たしているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び各高等専門学校の優れた点、改善を要する点を指摘し、それらを評価結果（案）としてまとめます。その評価結果（案）に対する意見の申立ての手続きを経た後、高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定します。確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象高等専門学校及びその設置者へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」及び「評価実施手引書」にイメージを掲載しておりますので、ご参照ください。

また、評価結果の公表に当たり、「I 認証評価結果」及び「I 選択的評価事項に係る評価結果」のページを英語に翻訳し、ウェブサイトに掲載します。

Q24 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価結果で「基準を満たしていない高等専門学校」として社会に公表されるのか。

A 一つでも満たしていない基準があれば、高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。なお、高等専門学校からの申請に応じて、満たしていないと判断された基準に限定して翌々年度までに追評価を行い、当該基準を満たしたと判断した場合には、先の評価と併せて高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしていると判断し、その旨を公表します。

Q25 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。

- A 機構の認証評価は、あくまでも各高等専門学校を踏まえて、基準を満たしているかどうかの判断を行いますので、評価を受けた高等専門学校を順位付けするような形で公表はいたしません。

Q26 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。

- A 評価結果は、高等専門学校における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、機構としては、評価のプロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保するために、評価結果（案）に対する意見の申立ての手続きを経た後、高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、評価報告書として機構が責任をもって公表します。

情報公開

Q27 高等専門学校機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

- A 会議資料は、原則として公開しますが、公にすることにより、委員会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象高等専門学校等に混乱を生じさせるおそれがあると判断される場合については、この限りではありません。

また、議事要旨についてもウェブサイトに掲載することにより公開しますが、評価対象高等専門学校の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象高等専門学校等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

評価費用

Q28 評価費用の金額について教えてほしい。

- A 評価費用については、次の金額となります。

基本費用2,462,400円+302,400円×学科数

Q29 評価費用については、学科数により金額が加算されることになっているが、専攻科を設置していることにより金額が加算されることはないのか。

- A 評価手数料の加算は学科当たりであり、専攻科を設置していることによる加算は行いません。

Q30 追評価を受ける場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。

A 追評価を受ける場合にも評価手数料を支払っていただくことになります。追評価の手数料は、1 高等専門学校当たり453,600円となります。

Q31 評価費用の支払いの期限はいつまでか。

A 機構は、各高等専門学校から評価実施年度の前年度の9月に申請を受付け、評価実施年度の4月末日までに対象高等専門学校に対して請求書を送付します。これを受け、対象高等専門学校若しくはその設置者は6月末までに評価手数料を支払っていただくことになります。

追評価

Q32 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された場合の追評価で、再度全ての基準について評価を受けることになるのか。

A 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

なお、追評価を受けるかどうかは、あくまでも各高等専門学校の判断であり、高等専門学校評価基準を満たしていないとの判断を受けたからといって、追評価を受ける義務が生じるわけではありません。

Q33 追評価はどのような手続きで行うのか。

A 追評価は、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された翌年度又は翌々年度の4月末までに、追評価の申請を受付け、満たしていないと判断された当該基準の自己評価書（追評価）を当該申請年度の6月末までに提出していただきます。

なお、追評価の具体的な手続き及びスケジュールの詳細については、「追評価実施要項」を機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp>）に掲載する予定です。

Ⅱ 高等専門学校評価基準について

はじめに（高等専門学校評価基準の性質）

Q34 機構の認証評価における高等専門学校の「自己評価」を学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。

A 学校教育法第109条第1項にある「自己点検及び評価」は、あくまでも各高等専門学校が法律の趣旨に沿って、自主的に継続して行うものであり、機構の認証評価における各高等専門学校の「自己評価」とは異なります。ただし、「自己点検及び評価」に基づいて認証評価の「自己評価」をまとめたり、逆に、認証評価の「自己評価」の方法や結果を「自己点検及び評価」に活用したりすることは、可能であると考えています。

（学校教育法第123条において、同法第109条（第3項を除く。）の規定を高等専門学校に準用）

Q35 11の基準が一つでも満たされない場合、機構から指導等があるのか。

A 機構における評価は、高等専門学校全体として基準を満たしているかどうかの判断を行い、その評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てることを目的の一つとしています。基準を満たしていない場合や、基準を満たしているが改善の必要等が認められる場合には、その旨の指摘を行います。ただし、フィードバックした評価結果をどのように活用するかについては各高等専門学校及び設置者に任されており、たとえ基準を満たしていないと判断された場合でも、機構が「指導」を行うものではありません。

しかし、基準を満たしていないと判断された場合には、高等専門学校として、その目的に照らして不適切な状況であると判断されたことになり、かつ、この結果は社会に公表されますので、各高等専門学校において主体的に対処することが望まれます。基準を満たしていないと判断された後に、その基準に限定して追評価を受けることも可能です。

Q36 一部の学科の教員数が高等専門学校設置基準割れの場合は、高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いはあるが、どのようになるのか。

A 高等専門学校評価基準は、高等専門学校設置基準の内容を踏まえつつ、各高等専門学校において満たしていることが必要と考える内容を規定したものです。したがって、高等専門学校設置基準を満たしていない場合には、高等専門学校評価基準を満たしていないとの判断がなされる可能性があります。

認証評価機関における認証評価は、あくまで認証評価機関が独自に設定する高等専門学校評価基準に基づいて行われるものでありますが、それらの基準は高等専門学校設置基準に適合していることが認証評価機関として文部科学大臣から認められる条件であることから、国による高等専門学校設置認可後の状況に対する事後評価としても位置付けられると考えられます。

基準を満たしていないとする評価結果の取扱いについては、Q35、Q55を参照願います。

Q37 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。

A 評価では、まず、高等専門学校を踏まえ、基本的な観点及び高等専門学校独自の観点ごとに高等専門学校の教育研究活動の状況を具体的かつ明確に分析、整理し、高等専門学校が自ら評価することが必要であり、このことが、高等専門学校の教育研究の質の向上につながるものと考えています。「適切」や「必要」等の表現で示された基準や観点に関して、自己評価においては、高等専門学校自らが考える「適切」性や、「必要」性に照らして、実際の状況がどのようになっているのかを十分な根拠に基づいて明確に表現することが重要となります。

機構における評価では、評価担当者が書面調査と訪問調査を通じ、高等専門学校の目的を踏まえて観点ごとに教育研究活動の状況を確認・分析し、それらを総合することによって基準を満たしているかどうかを判断します。その際、第三者である評価担当者がその識見に基づいて「適切」性や「必要」性を判断し、合議、調整していく形で最終的な判断を決定していきます。そのため、自己評価書等には第三者が分析を行うに足りる「適切性」と「必要性」が求められることとなり、このことは社会による高等専門学校の活動、取組の理解の促進にも通じるものとなります。

なお、高等専門学校の目的によって「適切」や「必要」等に求められる内容は異なるため、「適切」や「必要」の内容を一律に規定することは困難であると考えています。仮に、評価に際して高等専門学校と機構との間に「適切」に対する捉え方が違うことによって意見の相違が生じた場合でも、評価の過程でコミュニケーションを取り合い、結果として互いの共通理解が得られることは、高等専門学校の教育研究活動の改善を促進するために役立ち、本評価の目的に資することでもあると考えています。

Q38 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価事項Aとしたのは何故か。

A 機構の評価は、全ての国・公・私立高等専門学校を対象としており、研究活動に関して多様な高等専門学校としての立場が考えられることから、主に教育活動を中心とした評価を実施することとしています。ただし、研究活動は選択的評価事項Aのみで評価されるわけではなく、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動については、基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」において研究活動が教育の質の改善に寄与しているかとの観点から評価を実施するなど、関連する基準の中で評価が行われます。なお、選択的評価事項A「研究活動の状況」では、高等専門学校の目的に照らし、研究活動の状況を、高等専門学校の希望に応じて評価することとしています。

Q39 社会貢献も高等専門学校における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。

A 高等専門学校の目的において、社会貢献についての活動を正規課程の学生に対する活動として捉えられている場合には、その旨を目的に記載し、1～11の基準に関連付けて自己評価を行っていただくこととなります。また、高等専門学校の目的において、研究活動を通して地域に貢献することと位置付けている場合には、選択的評価事項A「研究活動の状況」の評価対象とすることができ、正規課程の学生以外に対する教育サービスに関連する社会貢献、社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合には、選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の評価対象とすることができます。

基準 1 高等専門学校の目的

Q40 「高等専門学校」の目的について、高等専門学校の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、今回の評価制度導入を契機に、改めて目的を作成する必要があるのか。

A 機構の認証評価においては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、各高等専門学校が有する教育研究活動の目的を踏まえて評価を行います。その前提となる目的そのものも評価対象となっています。

基準 1 「高等専門学校」においては、

1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。また、学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。

1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。と定められており、まず、高等専門学校の目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうかを評価することになります。

その上で、各基準に関して、目的を踏まえて評価を行うこととなりますので、目的の記載に当たっては、改めて目的を作成するというのではなく、高等専門学校が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、高等専門学校の個性や特色が評価に活かされるよう記載してください。

Q41 基本的な観点 1-1-①に係る自己評価の際には、高等専門学校が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。若しくは、明確に定めていることについて記述するのか。

A 当該観点では、目的を明確に定めているかどうかについて自己評価してください。高等専門学校が当該目的を定めている理由や趣旨については、自己評価書の「Ⅱ 目的」の部分に記載していただくこととなります。

なお、近年、高等専門学校の目的を整理又は変更しており、その説明が必要と考えられる場合には、自己評価書の「Ⅱ 目的」又は当該観点に係る「観点到る状況」の部分に、その経緯を記述してください。

Q42 「高等専門学校の目的」とは、各高等専門学校の運営に関する中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。

A 「高等専門学校の目的」とは、高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等のことを言います。規則、建学の精神等の記載内容に、教育活動等を実施する上での基本方針や達成しようとしている基本的な成果等の内容が含まれているのであればそれを「高等専門学校の目的」として位置付け、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果とともに記述することができます。また、各高等専門学校の運営に関する期間を定めた目標等を学校の目的として位置付け、評価の対象としたいと考える場合は、その旨を目的として位置付けた記述をすることができます。

基準2 教育組織（実施体制）

Q43 基本的な観点2-1-③の「センター等」とは具体的には何を指すのか。委員会も含めてよいか。

A 「センター等」とは、教育活動等を展開するため、学科や専攻科以外に設置されている基本的な組織（例えば、技術開発研究センター、地域共同開発センターなど）を総称していると考えてください。委員会については、2-2の「教育活動を展開する上で必要な運営体制」の中に含まれます。

基準3 教員及び教育支援者等

Q44 趣旨に記載されている「教員組織編制の基本的な方針」とは、高等専門学校設置基準等のことを指すのか。または、各高等専門学校で方針を策定すべきことなのか。

A 当該基準では、各高等専門学校の教育の目的を達成するために、高等専門学校の状況に応じて策定された教員組織編制の基本的な方針に基づき、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。したがって、「教員組織編制の基本的な方針」とは、各高等専門学校の教育の目的を達成するために、高等専門学校設置基準第6条から第9条まで（教員組織）を踏まえて、個々の高等専門学校において策定されているべきものを指しています。

Q45 基本的な観点3-1-④、3-2-②について、学科等の性格により判断方法が異なってもよいのか。（全校で統一した判断方法若しくは全校と学科等の並列も考えられるか。）

A 観点ごとの分析に当たっては、高等専門学校全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点の性格・内容により、学科ごと・専攻科ごとの状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。また、観点によっては、同じ高等専門学校内でも、学科や専攻科の性格に応じて求められる内容が異なることは考えられますので、その状況に応じて、適宜学科ごと・専攻科ごとに、各高等専門学校が適切と考える判断方法を用いて分析を行い、その結果を総合して、高等専門学校全体としての観点の分析を行ってください。

Q46 基本的な観点3-2-①で言う「全教員の教育活動」とは、授業関係（学習面）のみを意味するのか。

A 授業関係（学習面）のみを意味するものではありません。教育の目的を達成するための教育活動全般の意味であり、目的の設定によっては学生指導・課外活動等も含まれます。

Q47 基本的な観点3-2-②「教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。」とあるが、これは、定量的な基準を定め、その基準を明確にクリアしていることを指すのか。また、規定の制定と運用のように、2つの条件が付されている観点について、例えば、制定されているが運用面で問題があるような場合はどのように自己評価すればよいのか。

A 「明確」な基準や規定とは必ずしも定量的な基準のみを意味するものではありません。したがって、運用についても、例えば、教員の採用や昇格等が不明瞭ではないなど、基準や規定に従って適切に実施されているかが重要になります。

また、2つ以上の条件が付されている観点の自己評価については、それぞれの状況を記述してください。

基準4 学生の受入

Q48 基準4-2「入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、・・・」とあり、現状では、推薦以外の大半の入学者は、国立高等専門学校機構全体で同一の問題を使用して選抜されているので、各高等専門学校校の自由度は限られている場合もあると思われる（傾斜配点等）。「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な方法で」とは、各高等専門学校の独自の選抜方法（独自の問題、小論文、面接、アドミッション・オフィス入試等）を評価すると考えればよいのか。また、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等についても評価の対象とすべきか。

A 各高等専門学校の状況に即して自己評価してください。一般入試及び推薦入試においては、配点や面接内容等の工夫も含め適切と考えられる方法について評価してください。また、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等においても、その選抜方法等について評価してください。

Q49 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は明文化されていないが、今回の評価のために明文化する必要があるか。

A 評価は、あくまでも現状について行うものです。評価の時点で明文化されていない場合は、その状況を踏まえ自己評価をすることとなります。

評価の目的は、評価を通じて教育活動等の改善を図ることにありますので、自己評価においては、評価時点における状況をありのままに把握し、適切な分析を行うことが肝要であると考えられます。機構においては、趣旨にもあるとおり、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められ、公表されているか等について評価を行います。

基準5 教育内容及び方法

Q50 教育課程は学科・専攻科ごとに分析するのか。

- A 当該基準における高等専門学校自己評価では、各高等専門学校が有する教育の目的に照らして、必要に応じて学科・専攻科ごとに、当該活動の状況を分析し、記述します。機構における評価では、自己評価の状況を踏まえ、必要に応じて学科・専攻科ごとに分析、整理し、最終的に高等専門学校全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行います。
- 教育課程については、学科・専攻科によりその状況が異なることが一般的であることからすれば、原則として学科・専攻科ごとに分析を行う必要があると考えられます。

Q51 教育課程が体系的に編成されているとはどういうことか。

- A 教育課程が体系的に編成されているとは、個々の目的に対応して、例えばどのような学生を養成するのかという視点等から、その目的を達成するために必要な授業科目が開設されているかどうか、授業科目の学年配分や必修・選択科目のバランス等が適切であるかどうか等です。

Q52 高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等についてにおいて、基本的な観点5-1-①の留意点にある「一般科目」の定義は、高等専門学校側で行うのか。

- A 一般科目とは、高等専門学校設置基準上、各学科に共通する授業科目として開設されているものを指しています。各授業科目が一般科目、専門科目のどちらに該当するのかという判断は、各高等専門学校で行ってください。

基準7 学生支援等

Q53 基本的な観点7-2-②「生活支援等」とは何か。車椅子用のトイレやスロープを設置することか。

- A そうした設備面も含まれますが、それだけではなく、特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への学校生活全般に関わる支援（留学生生活相談役の配置等）を指すものです。各高等専門学校の「目的」や実情に応じて記述してください。

Q54 学生支援について、後援会からの資金援助の状況や後援会の規定まで示す必要はあるか。

- A 学校としての主体的な取組と関わりがある場合には、その範囲において学校が必要と判断した内容を記述してください。

基準 8 施設・設備

Q55 施設等の財政を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の高等専門学校側の対応はどうか。

A 「基準を満たしていない」と判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各高等専門学校及びその設置者に任せられる問題であると考えています。なお、この方針はどの基準においても同様の扱いとなります。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

Q56 高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等についてにおいて、基本的な観点 9-1-③の留意点にある「学習環境評価」とはハード面を指すのか。

A 一般的に言えばハード面だけでなく人的環境等のソフト面も含まれるものと考えます。

Q57 基準 9 について、本校では、システム＝組織と考えている。そのような組織が存在しない場合は、システムが存在しないと評価すべきか。

A 本基準における「システム」とは、教育の質の向上及び改善を一定の意思のもとに継続的に実施していくための仕組みであると考えられます。したがって、委員会などの組織が存在しないことのみをもって、この基準全体を満たさないと判断されるわけではありません。自己評価においても、このような考え方のもとに評価を行ってください。

基準 10 財務

Q58 基本的な観点 10-3-②において、「財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。」とは、具体的にどのようなことを考えているのか。また、将来は高等専門学校の財務格付けのようなものが基準に取り入れられる可能性はあるのか。

A 財務に対する会計監査を受け、財務が適正であることが保証された事実について確認することを考えています。また、「財務格付け」のような形での評価結果の公表はいたしません。

Q59 国立高等専門学校機構の会計基準と私立高等専門学校の会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。

A 原則としては、各会計基準を基にした評価となります。自己評価において、それぞれの高等専門学校に適用される会計基準に照らしてその適切性を評価していただき、機構では、自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて評価するという流れになります。

Q60 財務と教育との関係は、どのように評価していくのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率（消費支出比率、人件費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。

A 高等専門学校のために沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、安定した財務的基盤が確保されているかどうか等について、高等専門学校全体として当該基準を満たしているかどうかの判断を行います。財務には、様々な複合的要因の影響が予想されることから、財務に関する専門家の意見を取り入れつつ、評価を行います。また、数値目標等については、上記のことから、一律に数値を適用するのではなく、高等専門学校が有する教育研究活動の目的や、活動及び取組の状況に応じて判断していくことになります。

Q61 基本的な観点10-2-①でいう「関係者」の範囲については、高等専門学校で判断してよいか。

A 当該観点における「関係者」の範囲は、例えば教職員、学生、保護者、資金出資者等が考えられますが、高等専門学校の掲げる目的や高等専門学校の状況によって異なることが考えられますので、適宜、判断してください。

Q62 大学や短期大学と併設された高等専門学校については、経理や教職員が相互に補完し合う部分があるため、自己評価の際には大学や短期大学の状況も併せて記述する必要があるのか。

A 大学や短期大学と高等専門学校は、それぞれが機関として機関別認証評価を受ける必要がありますので、高等専門学校の機関別認証評価では、高等専門学校評価基準に従って自己評価を行ってください。

なお、高等専門学校全体としての状況を分析する際に、併設されている大学や短期大学の状況の分析も必要であると判断される場合には、適宜、分析、整理した上で、自己評価してください。

Q63 消費支出や貸借対照表を学校法人全体で一つにまとめて管理している場合、学校法人としての数字を示すことでよいか。

A 消費支出や貸借対照表については、一般的には学校法人全体で管理されていることから、高等専門学校に該当する部分を抽出することも可能であると考えます。

Q64 財務については、高等専門学校によって状況や根拠となる資料が大幅に異なることが想定されるが、各高等専門学校の実情に応じて自己評価することで差し支えないか。

A どの基準においても同様ですが、財務についても、各高等専門学校の実情に応じて、観点ごとに状況を記述し、根拠となる資料を添付していただくことで構いません。（機構における評価では、高等専門学校の実情に応じてそれぞれの特有の状況があれば、それを踏まえた上で、観点ごとに高等専門学校の状況を分析しますので、会計方法の違いによる有利不利が生じることはありません。）

Q65 国公立を通じて、財務の将来にわたって適切かつ安定して遂行するための資産を有しているか等についての自己評価は具体的にどのように記載すればよいか。

A 国公立の場合は、過去5年間程度の予算・授業料・入学料及び検定料、外部資金等の推移状況の分析や、財産状況の分析などを通じて評価を行うことが考えられます。また、私立の場合は、過去5年間程度の資金収支計算書及び消費収支計算書の推移状況の分析や財産状況の分析などを通じて評価を行うことが考えられます。

Q66 国立高等専門学校は国の予算によるものであるし、負債も国立高等専門学校機構で一括されているから、取組とその状況の報告という形でしか表せないがよいか。

A 評価基準は、公私立高等専門学校も含めた全体の評価基準であるため、この基準に沿って記述してください。国公立については、国や自治体からどのような予算配分が行われ、これに基づいてどのような執行がなされているかなどを含めて、財務状況について、これまでの実績と現状を根拠資料に基づいて記述するとともに、各高等専門学校としてその現状についてどうとらえているかを自己評価してください。

Q67 自己評価実施要項の根拠となる資料・データ等の例示における「教育研究経費」とは何か。また、教育研究経費の配分の状況がわかる資料とは何か。

A 一般的に「教育研究活動に要する経費」と考えてください。教育研究経費の配分の状況がわかる資料としては、予算・決算書などが、教育研究活動の計画とそれに基づく経費配分の検討・策定状況がわかる資料としては、意思決定に係る議事録やその際の配付資料等があげられます。

Q68 基本的な観点10-1-③で「外部の財務資源の活用策を策定し、」とあるが、何を指すのか。

A 例えば、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄付金、同窓会等からの寄附金等の外部資金の獲得状況が考えられます。

基準 11 管理運営

Q69 保護者や卒業生も外部有識者としてもよいか。

A 各高等専門学校における外部有識者の位置づけによるものであり、各高等専門学校の判断により、保護者や卒業生も外部有識者の一部とすることも考えられます。

Ⅲ 選択的評価事項について

選択的評価事項 A 研究活動の状況、B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

Q70 選択的評価事項A、Bでは、「各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評価」と記載されているが、目的を高く設定し、達成状況が低い高等専門学校と、目的を低く設定し、達成状況が高い高等専門学校では、どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。

A 選択的評価事項A、Bの評価に当たっては、当該高等専門学校が設定した目的の達成状況の評価するものであり、「達成状況が他の高等専門学校よりも高いか低い」という単純な比較は意味を持たないものです。

評価結果には目的も併せて公表されますので、社会的には、当該高等専門学校が掲げている目的が、当該高等専門学校の置かれた状況等に照らしてふさわしいものかどうかとも同時に判断されることとなります。したがって、「達成状況が高い」という評価を得るために目的を低く設定することが、当該高等専門学校にとって妥当なことであるかどうかは十分考慮する必要があります。

この点について、機構としては各高等専門学校の見識と、社会等における判断に委ねられる問題と考えています。

Q71 研究の目的を達成するために必要な体制の整備というのは、個々の教員についてでよいのか。個別の研究への支援体制を指すのか。それとも、学科における整備を指すのか。あるいは研究分野に応じた枠組みを必要とすることなのか。

A 個々の教員の研究業績等を評価するものではなく、組織として、研究を支援する体制になっているか、成果について組織として積極的に社会に情報を提供・還元しているか、また、研究しやすい環境を整備する配慮がなされているか等について、学校全体、または必要に応じて学科単位で自己評価してください。

Q72 研究の目的の達成状況について、何を根拠に判断すればよいのか。

A 選択的評価事項A「研究活動の状況」に係る評価は、学校若しくは個々の教員の研究業績が客観的にみてどのような水準にあるのかや、研究テーマに沿って、それぞれの研究がどのような社会的効果をもたらしているかを評価するというような、いわゆる「研究業績評価」ではありません。教員が研究を行うにあたって、どのような「目的」（個々の教員の目的ではなく、高等専門学校としての目的。例えば、地域住民への技術貢献、学生へのより高度な教育の還元、地域企業との産学連携等）に沿って、どのような支援やバックアップの体制を高等専門学校としてとっているか、また、高等専門学校で行っている研究が当該「目的」に照らしてどのような成果を上げているかについて、4段階で評価するものであり、基準を満たす・満たさないという評価ではありません。したがって、各高等専門学校がその「目的」に照らし、またどういう成果を求めているかによって、判断及びその根拠として必要なデータは異なるものであり、各高等専門学校の状況に即して判断してください。

Q73 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況について、何を成果と見ればよいのか。

- A 各高等専門学校が設定した「目的」によって、何を成果と見るかはそれぞれ異なりますが、自己評価実施要項の別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等の例」の44ページを参考にしてください。

IV 自己評価実施要項について

自己評価全般について

Q74 評価の申請を行った高等専門学校が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。

- A 評価の公正性への配慮から自己評価書の仮提出は受け付けませんが、自己評価書提出前の事前相談を受け付けております。詳細については、早めに機構までお問い合わせください。
また、自己評価書作成に当たってご質問等がある場合には、機構までお問い合わせください。

Q75 高等専門学校における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠資料・データに基づいて自由記述式に自己評価を行うことを考えているのか。（自己評価書のイメージは事前に示されるのか。）

- A 基準ごとの自己評価は、高等専門学校評価基準に示された1～11の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行うこととしています。そのうちの「観点ごとの分析」では、観点ごとに、「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述することとしており、「観点到に係る状況」において、根拠となる資料・データ等を示しつつ、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述することとしております。
なお、自己評価書のイメージは「自己評価実施要項」に掲載していますのでご参照ください。

目的の記載について

Q76 「高等専門学校の目的」について、高等専門学校の理念等の抽象的な内容のみで、高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等として必ずしも明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。

- A 「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等を何らかの形で定めている場合には、本評価において「高等専門学校の目的」として記載することができますが、それらに該当するものがない場合には、機構における評価が困難であると考えられます。
なお、自己評価は、高等専門学校の目的を踏まえて行っていただくことから、「目的」が明文化されていない場合は、高等専門学校における自己評価も全体的に困難であるとともに、機構における評価では、基準1「高等専門学校の目的」を満たしていないという評価結果になる可能性もあります。
(Q40、Q77 もご参照ください。)

Q77 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。

A 機構の認証評価において、高等専門学校目的自体が基準1「高等専門学校目的」での評価対象となっています。

基準1「高等専門学校目的」では、

1-1 高等専門学校目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。また、学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。

1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。と定められており、まず、高等専門学校目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうかを評価します。

すなわち、基準1「高等専門学校目的」において、高等専門学校目的の明確性等について評価しますので、目的の内容が不明確だと機構の評価担当者が判断した場合は、自己評価書の再提出を求めるのではなく、それを書面調査の評価結果とすることとなります。

Q78 目的が、どの基準に対応しているのかを、「Ⅱ 目的」の頁にカッコ書き等で明記する必要があるのか。

A 「Ⅱ 目的」において、基準との関連を示すことは必ずしも必要ではありません。ただし、機構における評価では高等専門学校目的を踏まえて評価を行いますので、基準ごとの自己評価の際に、目的との関連を明記することなどが必要となります。

Q79 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。

A 機構の評価は各高等専門学校目的を踏まえて実施することから、機構の評価担当者は第三者の視点で、「目的」に記載されていることを通じて高等専門学校の全体的な意図を理解しますので、そのことに留意の上、具体的に記載していただくことが求められます。また、自己評価書に記載された目的は、原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので、字数制限の範囲で記載してください。

Q80 選択的評価事項A、Bを希望した場合、目的はどのように記載するのか。

A 選択的評価事項の評価を希望した場合には、高等専門学校目的の記載に加えて、選択的評価事項に係る目的の記載が必要です。選択的評価事項に係る目的の記載に当たっては、評価を希望する事項に対応する高等専門学校が有する目的を記載してください。自己評価書イメージは自己評価実施要項の16ページに掲載していますので、参考にしてください。

観点ごとの分析について

Q81 「基本的な観点」については、必ず全て分析しなければならないのか。

A 「基本的な観点」は、基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素ですので、原則として全ての「基本的な観点」を分析し、記述してください。

ただし、基本的な観点において「・・・の場合」といった条件が付されているものについて、この条件に該当しない場合には分析を行う必要はありません。例えば、基準2「教育組織（実施体制）」において、専攻科を設置していない高等専門学校は、基本的な観点2-1-②における分析を行う必要はありません。

また、各高等専門学校が有する教育研究活動の目的に応じて、「基本的な観点」以外に独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

Q82 2つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書「本文編」に記述してもよいか。また、1つの観点を2つ以上に分けて自己評価書「本文編」に記述してもよいか。（観点の内容を網羅していれば、観点の番号ごとに記述しなくてもよいか）

A 観点ごとの分析は、結合せずに観点の番号ごとに行ってください。また、一つの基本的な観点を2つ以上に分けての記述は行わないでください。なお、高等専門学校の目的に照らして、機構が示した基本的な観点だけでは十分に分析できないと判断する場合には、独自の観点を設定し分析を行ってください。詳しい説明及び記述例は自己評価実施要項の4～5、10～11ページに掲載していますので、参考にしてください。

Q83 「一部に問題があると分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません」と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点は無いのか。ある場合、それがどれなのか機構から予め示す予定はないのか。

A 基準を満たしていないという判断に直結する基本的な観点は、各高等専門学校の目的に応じて異なるものと考えられますので、機構から示すことはありません。ただし、目的の達成のために一般的に必要と考えられる内容が欠落していると判断された場合には、基準を満たしていないとの判断になる可能性がありますので留意してください。なお、認証評価の制度上、高等専門学校評価基準は高等専門学校設置基準を満たしていることが要件とされていますので、設置基準を満たしていないことが明確である場合には、高等専門学校として満たすことが必要と考える内容を満たしていないと判断されるため、評価基準も満たしていないという判断になることが考えられます。

Q84 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等の例」にある資料は、必ず全部提出するのか。

A 別紙2に挙げている資料・データ等は、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられるものの例示です。これらはいくまで例示であり、必ずしも全く同じ資料・データを要求するものではありませんので、各高等専門学校の目的に応じて、各観点の状況を明確に示すことができるよう、適宜、利用してください。また、各高等専門学校の目的や状況に応じて、別紙2に掲載されている以外の資料・データ等が必要と判断される場合には、適宜、用いて下さい。なお、資料・データは、観点の状況や分析結果を導いた理由を裏付ける根拠として、整理した上で示していただく必要があります。

Q85 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点到係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。

A 具体的な目標や計画については、「Ⅱ 目的」において記載していただくことが考えられますが、「Ⅱ 目的」のページの記載だけでは不十分と判断されるような場合には、「観点到係る状況」に関連付けて記載してください。いずれの場合も、字数制限に留意し、高等専門学校の判断により記載を行ってください。

基準1～11において、基準を満たしているかどうかの判断は、機構における「観点到ごとの分析」の結果等を総合的に勘案して判断するものであり、基準についての達成状況を判断するものではありません。そのため、数値目標が達成されていないという理由だけで、直ちに基準を満たしているかどうかの判断に結び付くというものではありません。記述された数値目標が教育研究活動等のどのような内容に対するものかを十分に考慮して判断します。

Q86 「～基本的な観点到の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求める予定なのか。

A 機構での基本的な観点到の分析の際、一部の基本的な観点が分析されていない場合や根拠となる資料・データが著しく不足している場合には、追加提出を求めることが考えられます。提出期限や提出の内容等については、個別に該当の高等専門学校と協議の上、決定することとなります。

Q87 高等専門学校が、学科等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で高等専門学校全体の分析に結び付けることが想定されるのか。また、学科等ごとに分析を行った場合は、それを全て自己評価書「本文編」に記述するのか、若しくは、高等専門学校全体としての記述のみを自己評価書「本文編」に記述するのか。

A 学科等ごとの分析を、高等専門学校全体の分析に結び付ける方法については、高等専門学校の「目的」によって、また観点到の性格・内容によっても異なることが想定されますので、機構から指示は行いませんが、定量的な分析、定性的な分析等様々な方法が想定されます。

なお、自己評価書への記述は、高等専門学校全体としての状況の分析が必要ですが、学科等ごとの状況を示す必要があると高等専門学校が判断した場合には、字数制限に留意の上、学科等ごとの状況に関する記述や資料・データ等を示していただくこととなります。

Q88 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。

A 観点ごとの分析に当たって、高等専門学校全体としての状況の分析を行うために、観点の性格・内容により、また、高等専門学校の掲げる目的により、学科ごと・専攻科ごとの状況の分析が必要と判断される場合には、それらの分析を踏まえて行っていただきます。しかし、個々の教員が、どのような取組を行っているかといった細かい記述までは、必ずしも必要ではないと考えています。

Q89 観点到る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 各高等専門学校の状況や、事項の内容等によりますので、一概に何年間の状況ということは言えませんが、現在の状況を記述する際、より十分な裏付けが得られる期間となります。活動や取組の内容によっては、過去数年よりもさらにさかのぼる必要が生じる場合や、それより短い状況分析で十分な場合も考えられますので、自己評価の分析の対象期間は、高等専門学校の判断によるものと考えておりますが、機構における評価でも、自己評価で分析された期間が妥当であるかを確認することになります。

また、本評価は、現在の状況について評価を行うものであり、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等について評価を行うものではありません。

Q90 観点ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、若しくは一文にまとめて記述するのか。

A 「分析結果」については、統一した用語の使用は特に指定いたしませんので、高等専門学校の判断により、各観点到るふさわしい表現を用いて分かりやすく明確に記述してください。また、「分析結果」を導いた「その根拠理由」については、根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください。なお、「分析結果」と「その根拠理由」については、それぞれが分かりやすく明確であれば、どのように記述していただいても構いません。

Q91 「観点の性格・内容により、学科・専攻科等ごとの状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが、「分析を踏まえる」とはどのようなことか。課程別に分析が必要な場合と同様、「観点到係る状況」「分析結果とその根拠理由」を記述する必要はあるのか。

また、高等専門学校判断で、学科ごと等の状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な観点到係る状況の分析が不十分」だということになり、不足分として学科ごと等の分析を求められることはあるのか。

A 学科ごと等の分析を踏まえる場合、必ずしも学科ごと等で「観点到係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を記述する必要はありません。「分析を踏まえる」とは、高等専門学校全体としての分析を行うに当たり、当該観点到係る学科ごと等に異なる状況があり、総合的な記述だけではそれらの差異を示すことができない場合や、特記すべき学科等がある場合等に、そのことを「観点到係る状況」に高等専門学校全体としての状況と合わせて記述することを意味します。

また、機構での分析の際に、高等専門学校の目的や状況を踏まえ、その観点到係る学科ごと等の状況の分析を必要と判断した場合には、学科ごと等の状況の分析や、根拠となる資料・データ等の追加提出を求めることも考えられます。

Q92 基準5「教育内容及び方法」以外の基準における課程別に分析が必要な観点とはどれか。

A 各高等専門学校の目的、状況等によって異なります。なお、特に課程別に分析する必要性が高い箇所については、予め課程別の基本的な観点を設定しています。（例えば、2-1-①、2-1-②など。）

Q93 取組や活動によっては、根拠資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。

A 自己評価では、各観点到係る活動や取組がどのような状況にあるのかについて、その状況が確認できる根拠となる資料・データにより分析し、その結果を分かりやすく明確に記述していただきます。一方で、機構の評価では、自己評価書で記述された状況を、根拠となる資料・データにより確認・分析します。

根拠となる資料・データは、このような観点到係る状況に関する分析結果が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめられている必要があります。

また、自己評価書において、観点到係る状況に関する分析結果に「優れた実施状況である」と記述されている場合には、機構の評価において、「なぜ、当該観点到係る状況を見て優れた実施状況であると分析できるのか」という視点で分析を行うこととなりますので、説得力のある資料・データを示す必要があります。

なお、機構の評価において、資料・データ等が著しく不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。その場合、提出期限や資料の内容等については、個別に当該高等専門学校と協議の上、決定することとなります。

Q94 自己評価を行った取組や活動全てが機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

A 機構における評価では、基準ごとの評価を行う際、観点ごとに取組や活動の内容等がどのような状況であるのかを確認しますので、観点に沿っていない取組や活動の内容等は評価の対象となりませんが、観点に沿った内容であれば、すべてを検討した上で分析を行い、最終的に基準の評価を行います。ただし、評価報告書における、「基準ごとの評価」では、基準を満たしているかどうかの判断となった根拠・理由を精選・整理し、「評価結果の根拠・理由」として記述するとともに、高等専門学校を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点及び改善を要する点」として記述します。したがって、自己評価を行った取組や活動全てが、評価報告書に記述されるとは限りません。

なお、訪問調査等で知り得た場合、自己評価書に記述されていない取組や活動であっても評価報告書に記述されることもあり得ます。

Q95 複数の観点に関連する取組がある場合、それぞれの観点についての自己評価に取り上げることは可能か。

A 自己評価は基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って分析していただくことになります。そのため、複数の基本的な観点に関連する取組がある場合は、その取組をそれぞれの観点に記述していただくことになります。

自己評価の概要

Q96 自己評価書「本文編」の「概要」には、当該基準・事項全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが、具体的にはどのようなことを記述すればよいのか。全ての観点に係る状況を要約して記述すればよいのか。

A 自己評価書「本文編」の「概要」は、基準・事項に係る自己評価の状況を分かりやすく社会に示すためのものであり、観点の分析を総合したものを「概要」としてまとめていただき、それを高等専門学校側からの情報として評価報告書に原則として原文のまま転載します。どのように整理するかは高等専門学校の判断で行っていただきますので、字数制限内であれば全ての観点に係る状況を要約する方法でも構いませんが、社会に対して公表される文章であることに留意して作成してください。

Q97 自己評価書「本文編」の「概要」には、資料・データ等を記載してもよいか。また、その場合字数制限には含まれないことでよいか。

A 自己評価「本文編」の「概要」は、評価報告書に原則として原文のまま転載するものであり、資料・データ等の記載は想定しておりませんが、自己評価の状況を社会に分かりやすく示すことを目的としていることから、資料・データ等の記載が社会からの理解の促進のために必要と判断される場合には、機構にご相談いただき、協議の上で決定することとします。

現況

Q98 「現況」の学生数及び教員数は学科・専攻科ごとに記述するのか。

A 「Ⅰ 高等専門学校の実況及び特徴」は、字数制限もありますので、全学科合計の学生数、全専攻科合計の学生数、高等専門学校全体での教員数の記述で構いません。もちろん、各高等専門学校の目的に照らし、より詳細なデータが必要と判断される場合には、高等専門学校の判断により学科ごと等、詳細に記述していただいても構いません。

なお、詳細な学生数及び教員数は、観点ごとの分析に当たり、根拠となる資料・データ等として記載していただくことが考えられますので、「現況」に詳細な学生数の記述がなくとも観点ごとの分析には影響がないと考えられます。また、「Ⅰ 高等専門学校の実況及び特徴」は、社会に分かりやすく紹介するための頁ですので、各高等専門学校でその趣旨を踏まえて判断し、その内容を記述してください。

様式等

Q99 字数制限について記載されているが、各高等専門学校の規模や事情に応じて字数制限を超えることはできないのか。

A 必要以上に膨大な量の自己評価書が提出されることを避けるために、あくまでも目安として字数制限を設けています。機構において、限られた期間、限られた人数の評価担当者で評価を実施することから、ある程度の字数制限は必要であると考えますが、字数については、今後、認証評価の経験を重ねながら必要に応じて見直しを図っていく予定です。なお、機構に相談があった場合には、それぞれの高等専門学校の状況等により対応を行うことを考えております。

Q100 字数は制限されているが、ページ数の制限はないのか。

A 原則としてページ数の制限はありません。ただし、「高等専門学校の実況及び特徴」、「高等専門学校の目的」、「選択的評価事項に係る目的」については、原則として原文のまま評価報告書に転載しますので、「高等専門学校の実況及び特徴」は2,000字（横25字×縦40行×2段）以内で1ページ、「高等専門学校の目的」は4,000字（横50字×縦40行×2ページ）以内、「選択的評価事項に係る目的」は1事項を選択することに2,000字（横50字×縦40行×1ページ）以内となるよう留意してください。

Q101 制限される字数には、基準・事項や観点等の標題の字数も含まれるのか。

A 基準・事項や観点等の標題（機構ウェブサイトからダウンロード可能な自己評価書様式ファイルに予め記載済みの箇所）の字数は制限字数に含まれません。本文の字数のみが制限字数に含まれます。

Q102 根拠となる資料・データ等は自己評価書「資料編」に掲載することとなっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。

A 自己評価書「資料編」には、観点ごとの状況を分析するための根拠として必要な資料を記載・添付していただくこととなりますが、最小限必要と思われる以上の資料が添付されていた場合、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響がでること（訪問調査の実施日決定の遅れ等）も考えられますので、添付する資料は大量になりすぎることのないようご協力ください。（ただし、分析のために、書面調査段階でどうしても必要と考えられる資料が提出されていない場合には、逆に追加提出をお願いすることもあります。）

「資料編」の様式は特に定めませんが、資料ごとに資料番号を、「資料編」全体には通しページ番号を付した上、各資料の掲載ページが分かるように目次を作成してください。また、インデックスを付すなど参照しやすさに配慮してください。

なお、根拠となる資料・データ等は、自己評価書「本文編」の「観点到る状況」に記述した状況説明等との関係が容易に確認できるよう「本文編」文中には、記述に対応する各資料の「資料編」での掲載ページ、資料番号を記載してください。（既存の資料等の写しをそのまま貼付又は差し込んでも構いません。）なお、外部に持ち出すことが困難なものなどは、例示として必要最小限の範囲を「資料編」に記載し、添付が不適切である資料と共に、訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えても構いません。

Q103 根拠となる資料・データ等を、自己評価書「資料編」への記載にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、高等専門学校が判断してよいのか。

A 自己評価書「資料編」の作成に当たって、必要と判断される基本的な根拠となる資料・データ等は必要最小限の範囲で提出していただくこととなりますが、それを「資料編」として提出するか、訪問調査時の確認事項にするか、その判断は高等専門学校で適切に行ってください。ただし、書面調査の段階での評価ができないほど訪問調査時の確認資料ばかりとすることは不適切と考えます。

Q104 自己評価書「資料編」において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付するべきか。

A 同じ根拠資料を各々の箇所に添付しない場合は、例えば「〇〇の資料（△△ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かる形にしてください。

ただし、あくまでも評価担当者の見易さを重視してください。同じ資料であっても、該当箇所ごとに示したほうが見易い場合は、重複しても構いません。

Q105 現に業務として実行されているにもかかわらず、制度として定めがなく、かつ、何ら成文化されたものがない事柄について、どのような記載、資料を添付すればよいのか。

A 成文化されたものがなければ、その旨を記載してください。場合によっては改めて実績等の追加の資料の提出を依頼することもあります。

Q106 データについて、文部科学省に提出している統計データをそのまま用いてもよいか。

A 目的に沿って学校の状況を十分に表し、自己評価書の内容とデータの整合性がとれているのであれば、そのまま利用することは構いません。

Q107 自己評価書「資料編」における根拠資料は、資料そのものが必要なのか。それとも、それを分析したものが必要なのか。例えば、アンケートは、アンケートそのものが必要か。概要としてまとめたものでよいか。

A 自己評価書における根拠資料の形態については、何をどのように評価するかによって異なります。したがって、観点に係る状況を記述する上で各高等専門学校が必要と考えるものを添付していただければ結構です。ただし、自己評価書提出後、評価担当者がさらに根拠資料が必要であると判断した場合には、追加提出を求めたり、訪問調査にて確認させていただくことになります。（Q93 もご参照ください。）

Q108 自己評価書の提出後、機構側からデータ等の確認があった場合、追加したデータを自己評価書「資料編」に盛り込み、再提出するのか。

A 自己評価書の再提出は必要ありません。追加資料として、不足資料・データ等を提出していただければ、既に提出された自己評価書と合わせて評価を行います。

Q109 基準7（学生支援等）、基準8（施設・設備）について、学生寮や設備の写真があった方がよいか。

A 学生寮や設備の整備・充実に係る根拠資料として、貼付していただいても結構です。なお、訪問調査において、これらのことに関して確認できる場合もありますので、必ず写真の貼付を必要とするものではありません。

V 評価実施手引書について

Q110 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になることであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。

A 「判断保留」とは、書面調査の際に行われる判断であり、原則として、機構が評価結果（案）を対象高等専門学校に通知する段階までに、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により、「判断保留」の観点について判断をし、評価を行います。したがって、最終的な基準の判断は、「判断保留」がない状況で行います。

VI 訪問調査実施要項について

Q111 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、高等専門学校の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。

A 掲載している訪問調査スケジュール例は、あくまでも一般的な例示であり、実際の訪問調査のスケジュール等は、予定する調査が十分に実施できるよう、各高等専門学校の規模や状況に応じて、高等専門学校ごとに設定します。高等専門学校によってスケジュール等は異なりますが、標準的な設定として、参加者は評価担当者が4～5名程度に機構教職員が若干名、日数は1日半程度、回数は1回を予定しています。

Q112 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。

A 面談対象者の人数は、対象高等専門学校の規模や調査内容等によって異なります。面談対象者の人数、属性等については、訪問調査の1ヶ月前までに決定し、対象高等専門学校へ通知します。

Q113 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することは出来ないのか。

A 卒業（修了）生に対するアンケートについては、基本的な観点6-1-⑤における根拠となる資料・データ等として想定していますが、実際に卒業（修了）生から直接ご意見をいただくことは重要かつ有意義であるという考えから、訪問調査においては卒業（修了）生との面談を行いたいと考えています。

Q114 訪問調査における、卒業（修了）生との面談時の旅費は、機構側で負担してもらえるのか。

A 訪問調査における、面談対象者の旅費については機構では負担いたしません。

VII その他

スケジュール

Q115 機構の認証評価を受けようとする高等専門学校は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

A 機構の認証評価を受けようとする高等専門学校は、評価実施年度の6月末までに自己評価書を提出していただくこととなりますが、評価に必要な根拠資料等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもありますので、前もって計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

その他

Q116 国立高等専門学校について、国立としての制約下にあっても自主措置で運用している事項について、どのように自己評価したらよいか。

A 認証評価は、第三者としての立場において、教育活動等の質の保証等の観点から、学校単位でその状況の評価するものであり、各高等専門学校と設置者との関係や、そこから生ずる様々な制約等に関しても、当該学校が有する属性の一つとして評価します。したがって、このことを踏まえて自己評価における各観点到に係る状況の記述や分析を行う必要があります。

Q117 JABEE等の専門教育プログラム評価への取組や結果と機構における評価とは、どのように結び付いてくるのか。

A 機構の認証評価は、高等専門学校の教育研究等の総合的状況の評価するものであり、高等専門学校評価基準はそのような観点から教育活動を中心として必要と考える内容を規定しているもので、この基準に基づいた評価が行われます。一方、JABEE（日本技術者教育認定機構）の評価は制度的に別のもので、その審査は「わが国独自の統一的な基準に基づいて技術者教育プログラムを認定審査することによって、わが国の技術者教育の質を保証するとともに、国際的同等性の確保にも対応すること。」が目的とされています。この目的から、JABEE 審査では、学士課程の教養教育や専門教育を一つの教育プログラムとして評価することになります。これは、高等専門学校の教育制度においては、準学士課程の4、5年生と専攻科の1、2年生の教育プログラムとなります。JABEE 認定審査と機構の機関別認証評価とは共通の視点も多くありますので、JABEE 審査への取組は、認証評価を受ける際に大変役立つものですが、留意事項としては、認証評価ではあくまで、準学士課程と専攻科課程という枠組みで評価が行われるという点です。したがって、特にそれぞれで設定されている達成目標には明確な違いがあるものと考えます。

Q118 評価の検証はいつ行われるのか。（評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。）

A 認証評価に関しましては、透明性の高い開かれた評価とするために、評価の経験や評価を受けた機関の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしております。今後、実施していく中で、常に検証を行いながら、よりよい評価システムの構築に向けた改善を行っていく予定です。また、これまでに実施した認証評価に関する検証も行い、それらの内容及び結果は「検証結果報告書」として機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）で公開しています。

独立行政法人

大学評価・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL/042-307-1660

URL/http://www.niad.ac.jp/